

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院
令和3年度入院セット提供業務
業者選定に係るプロポーザル実施要領

1 目的

当院では、入院患者様ご本人およびご家族の利便性・病院業務の効率化・経営改善の一環として入院セットの導入を目的として、安定した質の高いサービスの提供が可能な業者を選定するために、プロポーザル方式により事業者を選定します。

2 当院の概要

許可病床数 一般：206床

入院患者数 令和3年4～6月 1日平均 100名（※平成31年4～6月 146名）

外来患者数 令和3年4～6月 1日平均 311名（※平成31年4～6月 357名）

3 募集内容

- ①業務名 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院入院セット提供業務
- ②業務期間 令和3年9月1日から令和5年3月31日まで
- ③業務内容等 仕様書のとおり

4 プロポーザルに関する事項

(1) プロポーザル参加の要件

- ① 岐阜県入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、登録されていない者にあつては、「参加申込書及び誓約書」の提出と同時に岐阜県が定める審査に関する取扱いに準じた書類を当院に提出し、参加資格申請を行い、同等の資格を有していると認められること。
- ② 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ③ 岐阜県から入札参加資格者名簿登載者にかかる指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する設置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。または、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- ⑦ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなさそうな者およびその開始決定がされている者（同法附則3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものも含む。）でないこと。
- ⑧ 本業務と同種の業務を、病床数200床以上の病院において過去3年間に提供した実績があること。

(2) プロポーザルの手続き

①スケジュール

実施要領の公示・配布	令和3年8月2日(月)から令和3年8月17日(火)
プロポーザル参加の申し込み	令和3年8月2日(月)から令和3年8月17日(火)
提案書の提出	令和3年8月2日(月)から令和3年8月17日(火)
提案内容の審査	8月中旬
事業実施者の選定	8月下旬
結果の通知	8月下旬

②プロポーザル実施要領の配布

配布場所 岐阜県立下呂温泉病院 2階事務局 総務課管理担当

配布時間 9時から16時まで

③プロポーザル参加の申し込み

受付場所 岐阜県立下呂温泉病院 2階事務局 総務課管理担当

受付時間 9時から16時まで

提出方法 別紙「参加申込書及び誓約書」を1部持参してください。

④提案書等の提出

受付場所 岐阜県立下呂温泉病院 2階事務局 総務課管理担当

受付時間 9時から16時まで

提出方法 別紙「仕様書」及び「企画提案書」に基づく入院セット運営業務の提案書を作成し住所・法人名称を記入した提案書を7部持参してください。

5 審査に関する事項

(1) 評価方法

提案書によるプレゼンテーションに基づき審査を行います。

①開催日 令和3年8月20日(金)

開催時間及び各提案者の開始時間は後日通知します。

②開催場所 岐阜県立下呂温泉病院 1階 講堂

③提案の所要時間 プレゼンテーション15分 質疑応答5分

(2) 評価項目

別表1「評価項目」のとおり

(3) 入院セット提供業務第一候補者の選定

審査により入院セット提供業務第一候補者を選定し、提案者に対して令和3年8月下旬に通知します。

6 契約に関する事項

(1) 契約の締結

第一候補者と当院が協議し、入院セット提供業務の仕様を確定させたうえで契約を締結します。

仕様書の内容は、別添の内容が基本となりますが、第一候補者と当院の協議により必要に応じて変更します。

第一候補者と当院の間において仕様書内容の協議が整わない場合には、評価結果において次に高い提案者と協議を行うこととします。

7 その他

この実施要領に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議の上決定することとします。

8 問い合わせ

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 総務課管理担当

〒509-2292 岐阜県下呂市森 2211

電話番号 0576-23-2222（内線 2108）

FAX 0576-23-2223

別表1「評価項目」

評価項目		評価事項	評価点数		
運用方法	1	各物品の質、材質	5	3	0
	2	一連の業務の運用	5	3	0
	3(1)	在庫管理・補充方法	5	3	0
	3(2)	管理体制等	5	3	0
	3(3)	問い合わせ、苦情等への対応方法	5	3	0
	4	入院セットの価格	5	3	0
	5	他病院での実績	5	3	0
	6	その他の提案	5	3	0
評価点数 合計					

令和 年 月 日

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院
理事長 山森 積雄 様

入院セット提供業務プロポーザル
「参加申込書及び誓約書」

参加申込者

法人名称

所在地

代表者職氏名

印

連絡先

電話番号

FAX 番号

電子メール

私は、実施要領等に基づき入院セット提供業務プロポーザルに参加します。

なお、実施要領に記載の「プロポーザル参加の要件」について、各号の資格を有していることは事実と相違ないことを誓約します。

1 各物品の質・材質 (肌着・タオル・日用品プラン)

物 品	仕様 (メーカー・型番等)
肌着	
タオル	
日用品	

※現物のサンプルをご提示の上、説明をしてください。

2 業務の運用

(1) 一連の業務の運用について、仕様書4に示す業務内容を元に、具体的に記載してください

3 管理体制

(1) 在庫管理や補充方法 (サイクルも含めて) について記載してください。

(2) 業務に対応する要員の配置、管理体制、対応する事業所の所在地等について記載してください。

(3) 利用者からの問い合わせ、苦情等への対応方法について記載してください。

--

4 入院セットの価格（1日あたり）

肌着・タオル・日用品プラン	
①	円
②	円
③	円
④	円

5 他病院での実績を記載してください。

--

6 その他、利用者のサービス向上を図るための特記事項や提案事項があれば、自由に記載してください。（ただし、これまでの記載内容との重複が無いこと）

--

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院
入院セット提供業務仕様書

1 目的

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「当病院」という。）では入院患者様ご本人及びご家族の利便性・病院業務の効率化・経営改善の一環として入院セットの提供を行う。

2 業務名 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院入院セット提供業務

3 業務期間 令和3年9月1日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

1) 業務概要

事業者は当病院において、当病院が指定する建物の一部を有償で借り受け、次のとおり入院患者（新型コロナウイルス専用病床入院患者を除く）及びその家族に対し、入院生活に必要な肌着、タオル及び日用品等の患者負担となる物品（以下「入院セット」という。）を提供し、日額で料金を請求する。

＜具体的な業務の運用＞

- ①患者への入院セットの提供
- ②入院セット申込に係る業務
 - ・患者からの申し込み及び契約手続
 - ・利用者から申込書の徴収及び管理
 - ・利用者からの問い合わせや苦情に対する対応
 - ・その他、それに付随する事務作業
- ③入院セットの在庫管理及び補充
 - ・肌着、タオル、日用品の指定場所への補充
- ④指定場所への使用済タオル・肌着の回収
- ⑤患者への入院セット利用料金の請求及び回収

2) 入院セットの内容

入院セットの内容は、次のプランとする。

ア 肌着・タオル・日用品プラン（一般用、回復期用）

分類	品名（レンタル）	一般用		回復期用	
		①	②	③	④
衣類	肌着	2～3枚/週	なし	2～3枚/週	なし
タオル類	バスタオル	2枚/週		4枚/週	
	フェイスタオル	7枚/週		7枚/週	

①～④は患者の程度に応じて選択

日用品セット （提供）	ボディーソープ	使用患者より品名ごとの追加の希望がある場合には提供すること
	シャンプー・リンス	
	歯ブラシ	
	歯磨き粉	
	カラーコップ	

	ボックスティッシュ	
	口腔ケアブラシ	
	入れ歯洗浄剤	
	入れ歯ケース	
	口腔ケアウエットシート	
	舌ブラシ	
	ディスポエプロン	

3) 入院セットの上限価格

患者の負担を考慮して、日額あたり次の価格を上限とすること。(価格は税込)

入院セット	
①	250 円
②	180 円
③	290 円
④	230 円

5 業務実施場所

- 1) 納品場所 2階ベッド倉庫
- 2) 回収場所 病棟各階洗浄室

6 貸付条件

- 1) 施設の貸付については、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院病院固定資産貸付規程に基づき、固定資産借受申請書を申請の後、当病院が使用許可を行い、事業者は当規程に基づく使用料を支払う。
- 2) 使用許可場所の改修及び現状復旧にかかる経費や業務上必要となる備品等は事業者が準備すること。

7 営業日及び営業時間

平日 9時から18時(予定)

休業日は土日祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)

なお、営業時間及び長期連休の場合は要相談とする。

8 業務内容の詳細

- 1) 商品提供は看護業務の運営上、適切な量を在庫しなければならない。
- 2) 業務開始前には、当病院職員への説明会を実施し、円滑に業務が実施できるよう配慮すること。
- 3) 入院時セットの提供について利用者が理解できるよう説明書の充実を図ること。
- 4) 契約に関して利用者へ説明を行い、利用者と事業者との直接契約とすること。事業者が利用料金の請求及び回収を行うこと。なお、利用料金の未収についても事業者が適切に対応すること。

なお、説明場所は当病院で提供するが、事業者作業員が常時駐在できる場所が当病院内に無いので、これらを踏まえて提案されたいこと。(この場合、提案内容には当病院契約業者・入居業者等との連携も可能とする。)

- 5) 入院患者又はその家族からの利用申込書の管理は、事業者が行うこととする。申込書の回収に関しては、当病院の職員と十分な調整を図り、円滑に行うこと。また個人情報に関しては、事業者の個人情報保護法に則り、適切に行うこと。
- 6) 事業者は、利用者からの問い合わせや苦情に対し、丁寧かつ適切に対応すること。
- 7) その他事項
年末年始等の4日以上連続した休日における業務体制については、当病院との間で協議するものとする。

9 事業者の責任

1) 法令順守

事業者は業務を進行するにあたり関係法令を遵守し、患者サービスに努めなければならない。

2) 信用失墜行為の禁止

事業者は、当病院の信用を失墜させる行為をしてはいけない。

3) 事故発生時の対応

事業者は業務実施にあたり事故等が発生した場合は、帰責の如何にかかわらず、直ちに当病院に報告すること。

事業者は業務の実施にあたり、管理責任者の氏名及び従事する者の名簿を事前に当病院へ提出し、事故発生時の対応を予め定めておくとともに、事故等発生時の連絡網を作成して当病院に提出すること。

4) その他

事業者は出入りの作業員に事業者が準備したユニフォームを着用させ、必要な教育訓練を実施し、当病院の入退院管理に支障を来たさないよう万全を期すること。

10 その他

- 1) 利用者とのトラブル等について当病院は負わないものとし、すべて事業者において適切に対処すること。ただし、対処等に関する報告は遅滞なく当病院に報告するものとし、当病院がその対応について不十分または不適切と判断した場合は、是正を求めることができるものとする。
- 2) 災害時にも供給等が可能な体制を整備すること。
- 3) 事業者は業務中、故意または重大な過失により当病院の財産に損害を与えた場合は、事業者の責任において直ちに原形に復するものとする。
- 4) 事業者は業務上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含み、当病院の者に帰する場合はその限りではない。）については、自己の責任において処理しなければならない。
- 5) 当病院はこの業務に関し必要のある場合は、事業者に対して調査、改善、報告を求めることができる。この場合、事業者は直ちに調査・改善・報告に応じなければならない。
- 6) この仕様書に記載されていない事項に関して疑義が生じた場合は、双方協議の上これを解決する。

11 特記仕様書

1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

事業者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

- 2) 事業者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、当病院に履行期間の延長の変更を請求することができる。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集する場合は、業務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による業務については、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第11 甲は、乙が契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。